

龍ヶ崎市商工会 会費徴収基準

○個人事業所

等級	雇用従業員数	口数	月額 (円)	年額 (円)
4	0~4人	5	1,000	12,000
3	5人~9人	7.5	1,500	18,000
2	10人~14人	10	2,000	24,000
1	15人以上	15	3,000	36,000

*①会費は1口200円として、5口以上を納入するものとする。

*②アルバイト・パートは雇用従業員とする。(家族従業員は除く)

*③平成21年4月1日より準用する。

○法人会員

等級	雇用従業員数	口数	月額 (円)	年額 (円)
5	0~4人	5	1,000	12,000
4	5人~9人	10	2,000	24,000
3	10人~14人	15	3,000	36,000
2	15人~19人	20	4,000	48,000
1	20人以上	25	5,000	60,000

*①会費は1口200円として、5口以上を納入するものとする。

*②アルバイト・パートは雇用従業員とする。(家族従業員は除く)

*③平成21年4月1日より準用する。

○中・大型店等

等級	店舗面積 (㎡)	口数	月額 (円)	年額 (円)
5	300~500未満	25	5,000	60,000
4	500~1,500未満	50	10,000	120,000
3	1,500~5,000未満	75	15,000	180,000
2	5,000~10,000未満	100	20,000	240,000
1	10,000以上	200	40,000	480,000

*会費は1口200円とし、25口以上を納入するものとする。

*平成21年4月1日より準用する。